

令和5年第1回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月7日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和5年3月22日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊 元喜	住民課長	前田 武博
副町長	飯田 潤一郎	福祉課長	才所 潤一
教育長	富山 拓二郎	建設課長	樋口 信吾
企画課長	丸山 英明	建設課参事兼 国県道対策室長	園田 和広
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田 健	産業課長兼 農業委員会事務局長	井上 新五
会計管理者兼 税務会計課長	中島 久見	教育委員会事務局 子ども課長	樋口 尚寿
環境課長	小松 朋雄	教育委員会事務局 生涯学習課長	萩尾 勝昭

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野 昌文	書記	野方 由紀子
議会事務局係長	丸山 順子		

10. 議事日程

日程第1 議案第21号 令和5年度広川町一般会計予算について

日程第2 議案第22号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計予算について

日程第3 議案第23号 令和5年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第4 議案第24号 令和5年度広川防災ダム管理特別会計予算について

日程第5 議案第25号 令和5年度広川町水道事業会計予算について

日程第6 議案第26号 令和5年度広川町下水道事業会計予算について

日程第7 発委第1号 広川町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

日程第8 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第4号のとおりであります。

日程第1 議案第21号

○議長（野村泰也）

日程第1. 議案第21号 令和5年度広川町一般会計予算についてを議題といたします。
本案について、一般会計予算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。一般会計予算

審査特別委員会委員長、山下茂君。

○一般会計予算審査特別委員会委員長（山下 茂）

おはようございます。一般会計予算審査特別委員会の審査結果について御報告申し上げます。

議案第21号 令和5年度広川町一般会計予算については、去る3月13日の本会議において一般会計予算審査特別委員会に付託されましたので、特別委員会に常任委員会所管ごとの分科会を設置し、3月14日から20日までの4日間、関係職員の説明を求めて慎重に審査が行われました。

3月20日に特別委員会を開催し、分科会の審査結果の報告を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされたので、御報告します。

1、少子高齢化や社会情勢が変化する中、財政需要に対応できるよう、諸策を講じながら財源確保に努められたい。また、滞納を含む税等の徴収にも努められたい。

2、子育て支援のさらなる充実を図るとともに、青少年育成・生涯学習の推進に努められたい。

3、健康増進のための健康づくり及び疾病の早期発見・早期治療を全世代にわたり推進し、健康寿命の延伸に努められたい。

4、新庁舎を含めた防災拠点施設を活用し、住民の防災意識の向上・自然災害に強いまちづくりを進められたい。

5、デジタル技術等の活用による住民の利便性向上、また、業務の効率化を進めるためのデジタル化に対応できるような人材育成に努められたい。

6、政策的経費については、新町長と十分な協議の上予算化されたい。また、継続事業についても十分に留意されたい。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

令和5年度一般会計予算に反対の討論をいたします。

令和5年度一般会計の予算は骨格予算であり、経常的な経費の積み上げになっております。その中でも、令和4年度から引き継がれた妊娠・出産時の町独自の支援金の上乗せや、学校のトイレの洋式化、乾式化など、大いに期待するところがございます。

一方、毎年申し述べておりますけれども、人権・同和関連の予算については、項目、金額など、見直しはございません。本当に必要な事業は行われなければなりません。それは同和地区と特別に対策を取るのではなく、一般事業として行われるべきです。文化団体支援事業についても分け隔てなく行われるべきです。

以前にも申しましたが、広川町同和地区文化活動補助金対象者は5名、それに382千円、

広川町文化連盟補助金対象者340名に489千円の補助金です。町民の方が納得なさいますでしょうか。

また、人権・同和問題啓発活動団体支援事業費や筑後地区部落解放会館運営費負担金についても、何年も何年も同じ金額を助成負担しています。人権問題の早期解決のためとありますが、広川町の人権問題の解決にどう役立っているのでしょうか。長年にわたり事業が行われているにもかかわらず、まだ解決していないということは、何の効果も上がっていないということではございませんか。見直すべきです。

町民誰もが納得する予算であってこそ人権問題は解決できます。この観点から、令和5年度一般会計予算に私は反対いたします。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

私は令和5年度一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

今回提案されました一般会計予算案につきましては、総額7,967,051千円で経常経費を中心とし、緊急性の高い事業等に限った骨格予算であります。予算審査特別委員会に付託され、3月14日よりそれぞれの分科会において慎重な審議をした予算であります。

分科会におきましては、各課から予算説明等を受け、質問や意見を述べながら審議を重ねてまいりました。分科会で出された意見等につきましては、執行部としても十分認識されておられると思います。予算編成に当たっては、昨年度の附帯決議等に基づき、十分に考慮されている予算だと思っております。

また、人権・同和問題につきましては、現在も全国で差別発言やインターネット等による差別的な書き込み等の差別事象が発生しております。部落差別の解消の推進に関する法律では、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することが目的とされております。行政においては、この法律に基づき、部落差別の解消のため、地域の実情に応じた施策を講ずることが求められております。差別のない社会の実現に向け、推進を図っていかねばならないと私は思っております。

以上のことから、私は賛成の討論とするものであります。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

これをもって討論を終結いたします。

討論がありますので、この採決は起立によって行います。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。一般会計予算審査特別委員長から報告がありました議案第21号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は一般会計予算審査特別委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第2 議案第22号

○議長（野村泰也）

日程第2. 議案第22号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員会委員長、丸山修二君。

○厚生文教常任委員会委員長（丸山修二）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第22号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月13日の本会議において付託されましたので、3月15日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとの決定をいたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされたので、報告をいたします。

- 1、被保険者の健康意識を高め、医療費の縮減に努められたい。
- 2、税制改正の周知の徹底を図られたい。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第22号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第22号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第3 議案第23号

○議長（野村泰也）

日程第3．議案第23号 令和5年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、丸山修二君。

○厚生文教常任委員会委員長（丸山修二）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第23号 令和5年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月13日の本会議において付託されましたので、3月15日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第23号 令和5年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第24号

○議長（野村泰也）

日程第4．議案第24号 令和5年度広川防災ダム管理特別会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。総務産業常任委員長、光益良洋君。

○総務産業常任委員会委員長（光益良洋）

総務産業常任委員会に付託されました議案第24号 令和5年度広川防災ダム管理特別会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月13日の本会議において付託されましたので、3月15日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第24号 令和5年度広川防災ダム管理特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第25号

○議長（野村泰也）

日程第5. 議案第25号 令和5年度広川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、丸山修二君。

○厚生文教常任委員会委員長（丸山修二）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第25号 令和5年度広川町水道事業会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月13日の本会議において付託されましたので、3月14日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされたので、報告します。

1、使用料金の滞納徴収に努力されたい。

2、水道事業の健全経営の持続に向け、計画的な事業推進を図られたい。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第25号 令和5年度広川町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第25号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第6 議案第26号

○議長（野村泰也）

日程第6. 議案第26号 令和5年度広川町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、丸山修二君。

○厚生文教常任委員会委員長（丸山修二）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第26号 令和5年度広川町下水道事業会計予算についての審査結果について御報告申し上げます。

去る3月13日の本会議において付託されましたので、3月14日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされたので、報告します。

- 1、受益者負担金及び使用料の滞納発生の予防に努められたい。
- 2、供用区域内未加入者の加入促進に努められたい。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第26号 令和5年度広川町下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第26号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第7 発委第1号

○議長（野村泰也）

日程第7. 発委第1号 広川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。議会運営委員会委員長、水落龍彦君。

○議会運営委員会委員長（水落龍彦）

発委第1号

広川町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の制定について

標記の条例案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和5年3月22日提出

提出者 広川町議会運営委員会
委員長 水落 龍彦

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、町議会における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから発委第1号 広川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中

の所管事務調査について

○議長（野村泰也）

日程第8. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第1回広川町議会定例会を閉会いたします。

午前9時55分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 野 村 泰 也

3 番 議 員 竹 下 英 治

9 番 議 員 池 尻 浩 一